## 宮崎県死因究明等推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 死因究明等推進基本法(令和元年法律第33号)第30条の規定に基づき、本県の状況に応じて、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価するため、宮崎県死因究明等推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (協議事項)

- 第2条 協議会は、本県における死因究明等に関する施策を推進するため、次の事項に ついて協議を行う。
  - (1) 死因究明等を行う専門的機能を有する体制の整備及びその協力に関する事項
  - (2) 死因究明等に関する施策の検討、検証及び評価に関する事項
  - (3) その他死因究明等に関する施策を推進するために必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体に属する委員をもって構成する。

(任期等)

- 第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

- 第5条 協議会は、宮崎県福祉保健部長が招集する。
- 2 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を主宰する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから互選された者が その職務を代理する。
- 5 宮崎県福祉保健部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を 聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の庶務は、宮崎県福祉保健部医療政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 別表(第3条関係)

団 体 名
国立大学法人宮崎大学
公益社団法人宮崎県医師会
一般社団法人宮崎県歯科医師会
宮崎県警察医会
宮崎地方検察庁
第十管区海上保安本部
宮崎県警察本部
宮崎県福祉保健部